附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和四年十月二十日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第三号ロ及び第五号ヘ並びに別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	**別表第一**（第三条関係）
［略］	［同上］
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	第二十一条第四項
［略］	［同上］
別表第二（第四条関係）	**別表第二**（第四条関係）
［略］	［同上］
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第四項
［略］	［同上］
別表第三（第五条関係）	**別表第三**（第五条関係）
［略］	［同上］
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第四項
［略］	［同上］
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	第二十一条第五項
［略］	［同上］
別表第二（第四条関係）	**別表第二**（第四条関係）
［略］	［同上］
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第五項
［略］	［同上］
別表第三（第五条関係）	**別表第三**（第五条関係）
［略］	［同上］
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第五項
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

省　令

○環境省令第二十五号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十九日

環境大臣　西村　明宏